

身体拘束の適正化のための指針

1. 基本方針

医療法人訪問看護ステーションみどり（以下「事業所」という）は、利用者への身体拘束は利用者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えると共に、関節の拘縮や筋力の低下など、利用者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性があり、虐待行為であることを認識するために本指針を定め、全職員は指針に従い業務にあたることとする。

2. 身体拘束に該当する行為

- ①車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②行動を制限するためにつなぎ服を着せる
- ③ベッドを柵で囲む。柵が抜けないよう固定する。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室に隔離する。

3. やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者またはその家族の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合において、身体拘束を行うことよりも、行わないことによる危険性が高い場合において、下記の3要件を全て満たした場合にのみ、あらかじめ本人・家族へ説明および同意を得たうえで身体拘束を行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況について様態及び時間、利用者の心身の状況、やむを得ない理由等について記録の整備を行い必要最低限の身体拘束となるよう努める。

(1) 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法がないこと

(3) 一時性

身体拘束による行動制限が一時的なものであること

4. 身体拘束防止及び適正化のための職員への指導

全職員に対し、身体拘束の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体拘束の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発し、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし指導を行う。

5. 身体拘束が発生した場合の相談報告体制

身体拘束が発生した場合の相談報告体制については、「虐待防止のための指針」の相談報告体制に基づき対応する。

6. 指針の開示

身体拘束の適正化のための指針は、事業所内に掲示するとともにインターネットのホームページでも公表し、利用者及びその家族が自由に閲覧できるようにする。

<http://care-net.biz/09/kounan>

附則 1 本指針は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。

附則 2 本指針は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。